

令和6年

## 12月市議会定例会意見書案

議案会第13号	放課後児童クラブの充実を求める意見書	3
議案会第14号	保育の質的・量的拡充、保育士の処遇改善、公定価格の改善のための必要な措置を求める意見書	6



議案会第13号

地方自治法第99条の規定により、放課後児童クラブの充実を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、愛知県知事に対し、意見書を提出する。

令和6年12月20日提出

提出者	豊橋市議会議員	菅 谷 竜
	同	宍 戸 秀 樹
	同	山 本 賢太郎
	同	川 原 元 則
	同	尾 林 伸 治
	同	鈴 木 みさ子
	同	星 野 隆 輝
	同	松 崎 正 尚
	同	市 原 享 吾
	同	小 原 昌 子

## 放課後児童クラブの充実を求める意見書

放課後児童クラブは、就労等により保護者が昼間、家庭にいない児童に対し、放課後に安全確保し、安心して生活するため、遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る場所です。

その放課後児童クラブも、少子化や人口減少に歯止めがかからない状況にもかかわらず、共働き家庭の増加に伴い、児童クラブの利用希望は右肩上がりに増加しており、ニーズに追い付いていない状況にあります。

そのような中、令和5年12月に放課後児童対策パッケージがこども家庭庁及び文部科学省から示され、放課後児童クラブの受け皿整備等の推進など、令和5～6年度に取り組むべき具体的な施策が示されました。

その中では、施設整備に対する補助率のかさ上げなど「放課後児童クラブを開設する場の確保」をはじめ、常勤職員配置の改善や従事する職員の処遇改善など「放課後児童クラブを運営する人材の確保」ほか、放課後児童対策における具体的な内容について示されています。

しかしながら、本パッケージは令和6年度までの時限的な施策が示されたものであり、今後さらなる利用ニーズが見込まれる放課後児童クラブの運営にあたっては、継続的な支援を必要としています。

現在の賃借料にかかる補助制度では、平成27年度以降に実施した事業に限定されており、それ以前から事業を実施している放課後児童クラブはその対象となっておらず、その費用を確保するために、利用料として保護者に大きな負担を強いていることから、補助制度の拡充が必要です。

また、愛知県子ども・子育て支援整備補助金交付要綱では、新たに整備される放課後児童クラブに対し、補助基準を定めているが、独自の基準額を設けていることから、創設する事業者の負担となっている。引き続き、適正なクラブ規模を確保するためには、分割等による放課後児童クラブの創設は喫緊の課題であることから、基準額の見直しが必要です。

よって、国及び県におかれましては、必要な財源を確保し、安定した放課後児童対策を実施するために必要な措置を講じられるよう、下記事項について強く要望します。

記

- 1 放課後児童対策パッケージについては、令和6年度までの時限措置とせず、補助内容など令和7年度以降も継続して実施すること
- 1 放課後児童健全育成事業実施要綱に定める「放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業)」に定める賃借料補助について、平成26年度以前に実施した事業に対しても対象にするとともに、地代補助についても準備期間における1年間に限定せずに対象とするよう拡充すること
- 1 愛知県子ども・子育て支援整備補助金交付要綱では、独自の基準額を設けており、このことが事業者負担となっていることから、基準額を国要綱どおりまで引き上げること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月20日

豊橋市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
内閣府特命担当大臣(こども政策)  
愛知県知事

} あて

議案会第14号

地方自治法第99条の規定により、保育の質的・量的拡充、保育士の処遇改善、公定価格の改善のための必要な措置を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）に対し、意見書を提出する。

令和6年12月20日提出

提出者	豊橋市議会議員	菅 谷 竜
	同	宍 戸 秀 樹
	同	山 本 賢太郎
	同	川 原 元 則
	同	尾 林 伸 治
	同	鈴 木 みさ子
	同	星 野 隆 輝
	同	松 崎 正 尚
	同	市 原 享 吾
	同	小 原 昌 子

保育の質的・量的拡充、保育士の処遇改善、公定価格の改善のための  
必要な措置を求める意見書

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。無償化自体は全ての子どもに質の高い幼児教育・保育の機会を保障する重要な施策です。

本市においては年度始まりでの待機児童は解消されているものの、国の無償化に伴い保育需要が増えたことにより、年度途中で待機児童の発生が懸念されています。また、国が掲げる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の実施により保育士の労働環境改善の停滞、後退や、保育士不足の進行が危惧されております。

令和5年4月から「こども家庭庁」が発足し、幼児教育・保育の質を確保するとともに、地方自治体や施設の新たな財政負担を軽減し、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の増員と処遇改善を後退させることがないように国の責任において着実に進められるべきであります。

令和4年2月から実施されている処遇改善に加え、先ごろ政府の総合経済対策でも人件費の基準を前年比10.7%引き上げる方針が示されたところですが、この賃上げを確実に実行し保育に携わる全ての職員の処遇を改善することが急務です。また近年、保育施設における安全で質の高い保育の実施が全国的に大きな関心事となり、保育現場での適切な保育の提供のため、職員が果たすべき役割・責任はますます大きくなっています。

さらに、安全・安心な保育を提供するために欠かせない保育施設整備の国庫補助について、令和6年度当初には交付基準どおりに内示・交付決定されず、計画通りに事業を進めることができない事態が発生しました。

よって、国におかれましては、必要な財源を確保して、保育施設の拡充のために必要な措置を講じられるよう、下記事項について強く要望します。

記

- 1 全ての施設が安定的に運営でき、保育の質的・量的拡充及び安全性確保が停滞することがないように、国として十分な予算を確保すること
- 1 保育士等職員の配置基準や賃金の引上げなどの処遇改善をさらに進めるために、公定価格の改善など必要な措置を引き続き講じること
- 1 保育所等施設整備について、自治体の整備計画に支障が出ないように、所要

の財源を確実に確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月20日

豊橋市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣(こども政策)

} あて